

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更の 主な変更点について (案)

全体

- 飼養豚で発生した場合の対応と野生いのししで陽性が確認された場合の対応を明確に区分

前文

- 国内における発生状況を踏まえ、記載内容を時点更新。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 豚等の所有者は、飼養している豚等の伝染性疾病の発生を予防し、そのまん延を防止することについて第一義的責任を有しているため、必要な知識及び技術の習得に努め、豚等の飼養衛生管理等の措置を適切に実施しなければならない旨を明記。
- 都道府県は、平時から、家畜の所有者、飼養衛生管理者、関係団体等への必要な情報の提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、特に飼養衛生管理に係る指導等を行うことに留意して、豚熱の発生予防を徹底する旨を明記。
- 飼料の製造・販売業者、家畜市場、と畜場、化製処理施設等の畜産業に関連する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講じるとともに、農林水産省及び地方公共団体が行う発生予防及びまん延防止のための措置に協力する旨を明記。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

- 都道府県は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、重機やフォークリフト等の特殊自動車及びこれを操縦する者等の調達先を確認し、防疫協定等の締結を進めることを追加。

- 都道府県は、埋却地等の事前確保が十分でない場合で、あらかじめ発生時の焼却施設等の利用に係る調整が困難な場合は、農林水産省が保有する大型防疫資材の利用を検討する旨を追記。
- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 都道府県は、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、特殊自動車を操縦する者のリストアップを行う旨を追記。
- 関連事業者は、消毒等の病原体の拡散を防止するための措置を講ずること、農林水産省及び地方公共団体の取組に協力することを明記。

第2節 浸潤状況調査及び野生いのしし対策

第3-1 浸潤状況を確認するための調査

- 実質的な内容の変更なし（前項の削除により項を前倒し）。

第3-2 予防的ワクチン

- 接種農場周辺で野生いのししの感染が確認された場合におけるまん延防止措置について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、制限区域の設定等について必要な措置を講じる旨を追記。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における対応

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

- 異常豚の通報があった際、当該農場を中心とした半径3km以内の区域の農場について、生きた豚等の移動自粛等の必要な指導を行う旨を追記。

第5～第6

- 実質的な内容の変更なし。

第7 発生農場等における防疫措置

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤及び殺虫剤の散布等により、農場外への病原体拡散防止措置を行うことを明記。
- 都道府県は、発生農場の周囲1km以内の区域に位置する農場（発生状況確認検査対象農場に限る。）の外縁部及び畜舎周囲への消石灰の散布等を行うこと、また、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施することを明記。

第8～第9

- 実質的な内容の変更なし。

第10 家畜集合施設の開催等の制限

- 都道府県は、移動制限区域内のと畜場、化製処理施設等の所有者に対し、期限を定めて必要な消毒をすべき旨を命ずるとともに、必要に応じて消毒設備を設置させる旨を明記。

第11 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、消毒ポイントにおける車両の交差汚染を防止するため、出入口の設置場所や車両の動線等に注意の上、必要に応じて、消毒ポイントを一地点につき複数か所設置する等の措置を講じる旨を明記。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合は、速やかに、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、制限区域内を中心に農場の飼養衛生管理の遵守状況を確認する旨を明記。
- 都道府県は、確認の結果、飼養衛生管理基準を遵守しておらず、直ちに改善しなければ豚熱がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該豚等の所有者に対して、期限を定め、改善すべき旨の勧告を行う旨を明記。さらに、勧告を受けた豚等の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を提示することにより、当該勧告に係る措置を取るべき旨を命ずる旨を明記。

第13～15

- 実質的な内容の変更なし。

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 都道府県は、野生いのししにおいて感染の疑いが生じた場合は、直ちに当該野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として、半径10km内の区域の農場の戸数及び飼養頭数の確認、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確認、各農場における埋却地等の確保状況、消毒ポイントの設置場所の選定等の措置を講じる旨を明記。
- 都道府県は、必要な検体を動物衛生研究部門へ送付し、動物衛生研究部門は、都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行う旨を明記。

第17 病性の判定

- 農林水産省は、都道府県で行うPCR検査等の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子解析の結果を踏まえ、病性を判定する旨を明記。

第18 病性判定時の措置

- 農林水産省は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、農林水産省防疫対策本部を開催し、防疫対応等を定めた防疫方針を決定する旨を明記。
- 野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定されたときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する旨を明記。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に公表する旨を明記。

第19 通行の制限又は遮断

- 都道府県又は市町村は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた後、確認地点の周辺環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、確認地点周辺への不要・不急の立入りの制限や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う旨を明記。

第20 移動制限区域の設定

- 都道府県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、原則として、確認地点を中心とした半径10 km以内の区域を移動制限区域として設定する旨を明記。
- 移動制限区域の設定方法、移動制限区域内の農場への指導、移動制限区域の変更・解除、移動制限の対象等については、農場で発生した場合に準じる。

第22 家畜集合施設の開催等の制限

- 都道府県は、移動制限区域内におけると畜場におけると畜、家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧の実施について停止する旨を明記。

第23 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、必要に応じて、速やかに、市町村、管轄の警察署、道路管理者等の協力を得て、消毒ポイントを設置する旨を明記。
- 消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する旨を明記。

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認し、その際、必要に応じて、病性鑑定を実施する旨を明記。
- 都道府県は、陽性と判定された野生いのししが確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する旨を明記。
- 都道府県は、野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、移動制限区域内を中心に農場における飼養衛生管理基準の

遵守状況を確認する旨を明記。

第4章 その他

第24 その他

- 実質的な内容の変更なし。

以上